

## 田畑の所有の確認方法について

原則として固定資産課税情報と登記情報の「所在」と「面積」を合致させたくうえで、納税義務者名義および登記名義の一致を以て対象となる田畑を所有していることを確認させていただきます。

なお、以下の理由により田畑の所有が確認できない場合につきましては、代替の証明書類で所有の確認をさせていただきます。

### 1. 売買による所有権移転登記がお済みでない場合

不動産売買契約書により所有の確認をさせていただきます。

### 2. 相続登記がお済みでない場合

遺産分割協議書や相続人全員の同意書により、所有の確認をさせていただきます。

なお、相続人全員の同意確認が困難な場合の対応として、次の方法もご用意しております。

#### (1) 農地基本台帳等による方法

以下の2点全てに該当し、「当該田畑について他の権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該田畑を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

- ・ご請求者さまが当該田畑の固定資産税納税義務者となっていること
- ・当社事故発生日時点で、ご請求者さまが当該田畑の所有者であることを農地基本台帳もしくは耕作証明書（筆別表含む）で確認できること

#### (2) 二親等以内の同意を得る方法

以下の4点全てに該当し、「当該田畑について他の権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該田畑を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

- ・ご請求者さまが当該田畑の固定資産税納税義務者となっていること
- ・ご請求者さまから二親等以内の相続人全員が同意していること
- ・当社事故発生日時点で、ご請求者さまが当該田畑の耕作者であることを農地基本台帳、耕作証明書（筆別表含む）、水稻生産実施計画書のいずれか一つで確認できること
- ・ご請求いただいてから（当社へご請求書が到着してから）3ヶ月間、他の相続人からの請求がないこと

#### (3) 法定相続分による方法

ご請求者さまに、戸籍謄本により相続人全員を確定していただき、法定相続分に応じて賠償させていただきます。

#### (4) 公正証書による方式

ご事情により他の相続人さまからの同意書をご提出いただけないご請求者さまについては、公正証書でのお約束（履行いただけない場合の法的措置に関する同意を含みます）による方法もご用意いたします。

以上